

※保護者用 子供のインターネット安全利用 ペアレンタルコントロールのススメ

ペアレンタルコントロールとは、子供のインターネット利用に関し、予想される様々なトラブルから子供を守るために、保護者がその利用を適切に管理することです。

青少年インターネット環境整備法第6条（保護者の責務）では、18歳未満の青少年のインターネット利用について、保護者は利用状況を把握し、適切に管理するものと定められています。

1 親子で話し合いルールを決めている

危険回避のためにルールが必要なことを子供に説明し、スマホ使用のルールを親子で話し合って決めている。

2 フィルタリングを設定する

スマホ購入時に子供が使うことを店員に伝え、有害なサイトにアクセスしないようフィルタリングの設定をしている。

3 定期的に利用状況を確認する

スマホの所有者は保護者であることを子供に伝え、スマホの利用を子供任せにせず、保護者が定期的に子供のスマホを確認している。パスワードも保護者が管理している。

4 利用時間や課金を制限する

子供のネット依存を防ぐため、深夜まで端末を使用しないよう利用時間を制限している。
また、保護者の同意なしに課金しないよう、利用限度額等の設定をしている。

5 個人情報の管理

インターネットに流出した画像や個人情報は、完全に回収・削除することが不可能であることを子供に説明し、個人が特定されるような情報はSNSに投稿してはいけないと教えている。

6 アプリのインストールを制限する

アプリのインストールは、保護者の管理下でなければ行えないようにしている。
ウイルス対策として、信用できないサイトからはアプリをインストールしないよう教えている。

7 ルールを守れなかつたときの決まりがある

ルールを守れなかつた場合は、子供から端末を取り上げ保護者が預かるなどの決まりがある。

家族でチェックできるよう、みんなが見える所にこの紙を掲示してください



若林警察署

